

令和5年3月30日

各指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長
障がい支援課長
障がい福祉課長

指定障がい福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について（通知）

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障がい福祉サービス事業等の運営におきましては、サービスの提供中に事故が発生した場合は、本市条例において、都道府県、市町村、利用者・児の保護者等に連絡を行うことが義務づけられているところですが、この度、事故報告にかかる取扱いについて次のとおり定めることとしましたので通知します。

各障がい福祉サービス事業所等におかれましては、事故が発生した際は、速やかに利用者の家族等に連絡するなど所要の措置を講じるとともに、本事務連絡に基づきご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象事業所

以下のサービスを提供している本市指定障がい福祉サービス事業所等

【対象サービス】

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・共同生活援助・施設入所支援・療養介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）計画相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児入所支援・障害児相談支援・移動支援・重度障がい者就業支援・重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート

2 報告すべき事故の対象

事業者が行うサービス提供中の利用者（児）、入所（入院）者（児）（以下「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故であって、以下に掲げるものについて報告対象とする。

- (1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む）
- (2) その他サービスの提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの
 - ア 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
 - イ 感染症及び食中毒については区保健福祉センター保健福祉課（注：各区によって担当名が異なる）へ届け出たもの
 - ウ 利用者等の処遇に影響がある事件等（職員（従業者）の法令違反、個人情報流出、医薬品の事故、行方不明等）
 - エ その他報告が必要と判断されるもの

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 負傷等については、骨折及び縫合が必要な外傷等により入院及び医療機関受診を要したもの（施設内の医療処置を含む）とする。それ以外においても家族等との間でトラブルが生じている、あるいは生じる可能性があるとは判断されるもの。
- (2) 事業者側の過失の有無にかかわらず報告すべき事故の対象（上記2参照）に該当するもの。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるもの（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）。
- (4) その他報告が必要と判断されるもの。

4 事故の種類

- (1) 転倒
自分の意思からではなく地面またはより低い場所に肘や手などが接触したもの。
- (2) 異食
食べ物以外の物を口に運んでしまう行為があったもの。
- (3) 不明
事故の原因がはっきりとわからないもの。
- (4) 転落
転げ落ちたもの。
- (5) 誤薬、与薬もれ等
違う薬を飲ませる等（時間や量・もれ等の誤り・落薬もふくむ）したもの。施設内又は主治医等の医師による判断・指示を求めた結果も報告すること。
- (6) その他
虐待、介護ミス、暴力行為、行方不明、法令違反・不祥事等、事業所等の事故（火災等）、交通事故、個人情報流出など。
- (7) 誤嚥・窒息

- 食事等誤嚥や異物等の誤飲で、上記３の報告すべき事故の範囲に該当するもの。
- (８) 医療処置関連（チューブ抜去等）

５ 報告の時期・方法について

- (１) 報告の対象となる事故が発生した場合は、所要の措置（家族等への連絡、病院受診等）が終了した後、速やかに大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ）へ、メール又は郵送により報告してください。
- 緊急・重大な事故については、事故発生後直ちに電話等により運営指導課へ報告いただき、その後文書により報告してください。なお、利用者等の支給決定市町村が本市である場合については、支給決定区への報告も必要です。
- (２) 事業所は、事故の対応が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等を報告してください。
- (３) 利用者等の支給決定市町村が、本市以外の場合は、支給決定市町村への報告要否、報告方法を個別に各支給決定市町村へご確認ください。

６ 報告書様式について

今般、下記の参考様式を作成しましたので、原則、当該様式を使用してください。

様式１：障がい福祉サービス事業所等

様式２：障がい児通所支援事業所等

様式３：感染症及び食中毒の発生（疑いを含む）

様式４：感染症及び食中毒の発生に関する最終報告

なお、各事業所において既に作成されている様式を使用する場合は、各様式にある事項を参考に必要事項を記載してください。

７ 報告先

現在の報告先は大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課としておりますが、**令和５年４月１日以降**の報告については、下記報告先までメール又は郵送により行ってください。

また、重要事項説明書に記載いただいている事故の報告先についても、下記のとおり変更し、既に利用者等へ説明・交付済の場合は、変更内容をご説明いただくようお願いします。

【報告先】

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ）

〒541-0055

大阪市中央区船場中央３丁目１番７－３３１号 船場センタービル７号館３階

Mail：uneishidou2@city.osaka.lg.jp

※メールによる報告の際は件名を「【事故報告】（事業所名）」としてください。

8 その他留意事項

- ・上記報告すべき事故に該当しない場合においても、サービス提供中に発生した事故については原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、事業所において詳細に記録し、完結後5年間は保存する必要があります。
- ・事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業者）に周知徹底する必要があります。
- ・大阪府において、いわゆる置き去り事案や死亡事案、重大事案等の実際に発生した事案の概要を公表・共有することにより、各事業所の注意を喚起し、今後の再発防止に役立てる取組みを行っていることから、次の事故事案については、本市から大阪府に情報提供を行います。

- ① 死亡事案
 - ② 重大事案（※）
 - ③ 送迎車両における子どもの置き去り事案（短時間のものも含む）
 - ④ 園外活動等の場面転換時における子どもの置き去り事案（短時間のものも含む）
- ※ 重大事案について

原則、30 日以上の治療を要すると医師等が判断した健康被害があった場合、その他事案の要因等を踏まえ重大と判断される場合

（例：医師等が判断した重篤な熱中症、他機関による搜索活動を伴う行方不明 等）

- ・報告書を提出する必要があるか判断に迷う場合については、大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課（指導グループ）に適宜御連絡ください

（問い合わせ先）

大阪市役所福祉局障がい者施策部

運営指導課（指導グループ）

TEL：06-6241-6527（プッシュ3番）

FAX：06-6241-6608

<資料>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症並びに五類感染症（令和3年10月1日現在）

一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。)

三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

四類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る）

五類感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型、A型除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群（無症状病原体保有者含む）、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る。）、梅毒（無症状病原体保有者含む）、播種性クリプトкокクス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症、感染性胃腸炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）等